

法人会員

入 会 申 込 書

特定営利活動法人
光ファイバー普及推進協会 宛

貴協会の趣旨に賛同し、下記のとおり入会いたします。

社名・氏名

代表者名



住 所

電話番号

FAX番号

E-Mail

会 費	1. 入会金(¥120,000. -/1口)	口 数	口
		合計金額	円
	2. 年会費(¥120,000. -/年)	対象年度	年度
		金 額	

上記記載に相違なく申し込みます。

平成 年 月 日

会 員 概 要

会員名	
-----	--

区 分（下記の該当する事項の□にチェックしてください）

法人会員

☐ 通信キャリア
☐ 電線事業関連
☐ エレベータ製造事業
☐ 電気通信機器製造・販売事業
☐ 電気通信工事事業
☐ OA情報機器製造・販売事業
☐ プロバイダ等情報システム関連事業
☐ コンテンツ制作関連事業
☐ ビル・マンション管理事業
☐ ビル・マンション設備施工・保守関連事業
☐ 建設工事関連事業
☐ 放送・通信事業
☐ デジタル家電事業
☐ 中小ビル・マンション不動産仲介業
☐ 団体
☐ その他

【業務担当】

部 署	
担当者・役職	
連絡先住所	
電話番号・ファクス番号	
E-Mail アドレス	

入会案内

本協会は、趣旨・目的・活動に賛同された、ご入会会員の会費によって、運営されています。

会員の種別：

法人会員

会費：

入会金 ￥120,000-／1口(1口以上)

年会費 ￥120,000-／1口(1口以上)

会員特典：

協会発行資料(各種マニュアル、各種調査データ、セミナー参加者情報等)の配布

国内外の情報通信関連施設の見学会のご案内、参加(無料または会員特別料金)

各種セミナーへのご案内、参加(無料または会員特別料金)

中小ビル・マンション(分譲、賃貸を含む)への光ファイバー導入のための支援相談

委員会・部会等への参加、政策提言への参加

その他

入会申込：

当協会へのお申込みは、添付の申込書類(2点)をご記入・ご捺印の上、

Fax.でお申込みいただき、原本をご郵送ください。

Faxを受け取り次第、折り返し、事務局よりご連絡申し上げます。

詳細お問い合わせ先



特定非営利活動法人

光ファイバー普及推進協会

事務局 担当：進藤

〒160-0017 東京都新宿区左門町9 西野ビル303

T E L : 03-3359-2186 F A X : 03-3341-0653

【Home Page】<http://www.hikari-fiber.jp>

【Mail】info@hikari-fiber.jp

会員規約

平成26年5月20日
特定非営利活動法人
光ファイバー普及推進協会

第1条 (目的)

この規約は、特定非営利活動法人光ファイバー普及推進協会の規定により設置する賛助会員制度の運営等について必要な事項を定め、もって関係者の本法人に対する協力・理解を高めることにより、本法人の事業活動の推進に資することを目的とする。

第2条 (資格)

本法人の主旨に賛同し、本法人の事業（建築物情報化の普及・推進のための活動）の円滑な実施に協力しようとする者を会員とする。

第3条 (会員の種別、加入)

法人会員を対象とし、所定の申込書類での申し込みに対して、本法人代表理事の承諾を得て、加入するものとする。

第4条 (会費)

会費は、次の入会金・年会費を納入するものとする。

- (1) 入会金：120,000 円（1 口以上）
- (2) 年会費：120,000 円（1 口以上）

第5条 (脱退)

会員が脱退しようとするときは、あらかじめ本法人に届出て脱退するものとする。
なお、会費の滞納がある場合は精算しなければならない。

第6条 (除名)

本法人は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。

- (1) 本法人の事業を妨げ又は妨げようとした会員（模倣、相反等）
- (2) 会費の納入を怠った会員
- (3) 故意又は重大な過失により本法人の信用を失わせるような行為をした会員
- (4) 犯罪その他の信用を失う行為をした会員

第7条 (その他)

会員について本規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附則

- 1 この規約は、平成26年5月20日より施行する。